

前回の環境審議会環境企画部会（令和6年10月15日）で出された意見と対応

資料1-1

番号	意見	対応
手続きの迅速化（合理化）に関すること（3件）		
1	<p>迅速化の検討の中には、地元との合意形成が、環境アセスや都市計画の変更手続きなど、各々の制度によって複数回同じようなことがなされていることを改めることが出来ないか等を検討されるものと存じている。</p>	<p>御意見のとおり、各々の制度で住民説明会の開催などを求めているケースもあり、住民負担を軽減する観点からも合理化の手法を検討する必要があると考えています。このため、【資料1-2】第1次答申（案）99～101行目に文章を追記するとともに、具体的な内容については第2次答申（案）以降で検討していきたいと考えております。</p>
2	<p>第1次答申（案）「（2）今後の検討の方向性 手続きの迅速化」については、大切なところなので、もう少し文章があっても良いのではないかと思う。また、「手続きの簡略化」という記載についてはネガティブな印象を受けるので、「合理化」などより今後の検討の実態に近い表現に改めるべきではないか。</p>	<p>御意見を踏まえ【資料1-2】第1次答申（案）93～101行目の文章を修正および追記しました。</p>
3	<p>日常的に実施されている環境モニタリングのデータを蓄積することで調査の一部を代替することは出来ないか。</p>	<p>県が実施している大気や水質の常時監視のデータについては、現在も必要に応じて、大気や水質等の予測評価結果に活用いただいています。 一方で、動植物や生息生育情報に関しては、その都度、事業予定地でのデータを取得いただく必要があり、調査の合理化が中々難しいと事業者から聞いています。</p>
面積要件の見直しに関すること（4件）		
4	<p>「森林地域と自然公園の面積要件は原則維持すべき」ではあるが、その一方で、高齢化や人口減少により山林や農地の管理が困難になっているという状況もある。バランスをどう図るのか慎重に議論を進める必要がある。 環境を守るだけでなく活用の手法も考えていただきたい。</p>	<p>御意見を踏まえ【資料1-2】第1次答申（案）86～89行目に文章を追記しました。 また、他府県では、工業専用地域など特定のエリアに限定してアセス手続きの一部（又は全部）を省略することで、工場・工業団地の立地誘導に繋げようとしている事例もあり、今後、市町との役割分担も考えながら、どのようなことが出来るか、第2次答申（案）以降で検討していきたいと考えております。</p>
5	<p>改正温対法（R4年4月施行）の再エネ促進区域等の考え方を応用し、「産業を促進するエリア」「環境を保全するエリア」等を明確にすることで乱開発を抑制する必要があるのではないか。</p>	<p>同上</p>

前回の環境審議会環境企画部会（令和6年10月15日）で出された意見と対応

資料1-1

番号	意見	対応																									
6	<p>これまで面積要件が厳しかったことで保全された環境もあると思うので、それが見える化されると良いのではないかと。</p>	<p>県内には、敷地面積5ha以上の工場が、令和元年度末時点で190事業所所在しており、そのうち、約67%（128事業所）がアセス対象規模未満となっています。</p> <p>また、経年変化では、県アセス要綱の制定（昭和56年）以降、10ha未満の工場建設の割合が増えており、アセス制度の存在自体が環境保全と産業振興のバランスを保つことに一役をかってきたものと考えています。</p> <p>&lt; 県内の敷地面積別の事業所数（R1年度末時点） &gt;                      30ha以上：11事業所、20～30ha：14事業所、10～20ha：37事業所、5～10ha（アセス対象未満）：128事業所（約67%）【計：190事業所】</p> <p>&lt; 上記190事業所の経年別の内訳 &gt;</p> <table border="1" data-bbox="1160 655 2020 852"> <thead> <tr> <th></th> <th>S39年以前</th> <th>S40～59年</th> <th>S60～H9年</th> <th>H10年～現在</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>20ha以上</td> <td>6（27%）</td> <td>15（16%）</td> <td>3（7%）</td> <td>1（3%）</td> </tr> <tr> <td>10～20ha</td> <td>3（14%）</td> <td>25（27%）</td> <td>6（15%）</td> <td>3（9%）</td> </tr> <tr> <td>10ha未満</td> <td>13（59%）</td> <td>53（57%）</td> <td>32（78%）</td> <td>28（88%）</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>22</td> <td>93</td> <td>41</td> <td>32</td> </tr> </tbody> </table> <p>県アセス要綱の制定は昭和56年</p> <p>また、これまでに実施された「工場」「工業団地」のアセス手続きでは、環境保全措置として、重要種の発見や移植による保護が行われたこと、工業団地の調整池をビオトープとして活用されたこと、地元と調整のうえ植林する樹木が選定されたこと等の事例が見られた。</p>		S39年以前	S40～59年	S60～H9年	H10年～現在	20ha以上	6（27%）	15（16%）	3（7%）	1（3%）	10～20ha	3（14%）	25（27%）	6（15%）	3（9%）	10ha未満	13（59%）	53（57%）	32（78%）	28（88%）	計	22	93	41	32
	S39年以前	S40～59年	S60～H9年	H10年～現在																							
20ha以上	6（27%）	15（16%）	3（7%）	1（3%）																							
10～20ha	3（14%）	25（27%）	6（15%）	3（9%）																							
10ha未満	13（59%）	53（57%）	32（78%）	28（88%）																							
計	22	93	41	32																							
7	<p>要件が滋賀県より緩い県でどういった影響がでているのか確認してほしい。</p>	<p>「工場」「工業団地」を原因とする苦情は特段発生していないとのことでしたが、引き続き、情報を収集した上で、今後、本部会にも報告します。</p>																									

前回の環境審議会環境企画部会（令和6年10月15日）で出された意見と対応

資料1-1

番号	意見	対応
市町との連携の必要性や今後の施策に関すること（2件）		
8	<p>市町は要望を出すだけでなく、市町の責務を認識した上で、役割分担や協力をしつつ環境配慮や地元との合意形成を進めて行けるような制度の見直しを検討いただきたい。</p> <p>ただし、環境配慮についても市町に任せると、市町の事務が増えすぎて大変になるのではないかとも思うので、まずは情報の収集を進めて欲しい。</p>	<p>御意見を踏まえ【資料1-2】第1次答申（案）87、97、118行目に「市町との連携」を追記しました。</p> <p>なお、具体的な内容については第2次答申（案）以降で検討してまいります。</p>
9	<p>規制の在り方だけでなく、自然を保全しながら活用していく産業の在り方にインセンティブをもたせて誘導していくことも考える必要があるのではないか。</p>	<p>本県では、今後成長が期待される産業分野の企業立地を促進する観点から「産業立地戦略推進助成金」制度を設けており、CO<sub>2</sub>削減目標計画を有していること、しが生物多様性取組認証を受けていること等を助成の要件としています。</p> <p>このように、既に保全と活用を促す施策も実施しており、引き続き、そのような観点の施策も充実させていきたいと考えています。</p>

## 令和6年度 滋賀県環境審議会環境企画部会（第1回）概要（案）

- 1 開催日時 令和6年（2024年）10月15日（火）10時00分～12時00分
- 2 開催場所 県庁大津合同庁舎7 - A会議室（大津市松本一丁目2 - 1）
- 3 出席委員 青田委員、浅利委員、伊藤委員（代理）、岡委員、小川委員、上村委員、岸本委員、坂下委員、島田委員、清水（万）委員、清水（芳）委員、中野委員、信谷委員（代理）、樋口委員、前迫委員（以上15名）
- 4 議 事 (1) 環境企画部会長の選出について  
(2) 第五次滋賀県環境総合計画の進捗状況の点検について  
(3) 第四次滋賀県環境学習推進計画の進行管理について  
(4) 環境影響評価制度（環境アセスメント制度）の見直しについて

### 5 内 容

#### (4) 環境影響評価制度（環境アセスメント制度）の見直しについて

・資料説明後の質疑応答は以下のとおり。

#### (委員)

世界の産業構造や産業の内容が急速に変化する中で、今まで通りの土地利用の方法では世界情勢に対応できないというのは我が国全体の課題である。アセス制度の見直しは重い課題であるものの、何とかして面積要件の緩和と手続きの迅速化を進めていく必要があると思っている。県として産業振興にも力を入れないと環境保全に回すお金も無くなる場合があるという危機感を持っている。

説明いただいたとおり「森林地域と自然公園の面積要件は原則維持すべき」ではあるが、その一方で、高齢化や人口減少により山林や農地の管理が困難になっているという状況もある。そういった状況の中で地元の方が転用を図りたいという希望もあり、そのバランスをどう図るのか、かなり慎重に議論する必要がある。事業実施に伴う環境影響が深刻になり、生態系が崩れてしまうのは防ぐ必要があり、慎重な議論を進めるとともに、これまでに取得したデータを基にした調査研究の推進が求められるのではないか。

面積要件の緩和、手続きの迅速化は何としても進めて、今後の環境保全のため、環境を守るだけでなく活用の手法も考えていただきたい。

#### (委員)

アセス手続きに時間かかるのは私も感じており、迅速化の検討には賛成する。迅速

化の検討の中には、地元との合意形成が、環境アセスや都市計画の変更手続きなど、各々の制度によって複数回同じようなことがなされていることを改めることが出来ないか等を検討されるものと存じている。

資料 3-2、第 1 次答申（案）「( 2 ) 今後の検討の方向性 手続きの迅速化」については、大切なところなので、もう少し文章があっても良いのではないかと思う。また、「手続きの簡略化」という記載についてはネガティブな印象を受けるので、「合理化」などより今後の検討の実態に近い表現に改めるべきではないか。

（委員）

手続きの迅速化は非常に大切なことと感じており、今後、条例に規定される縦覧期間や知事意見形成日数等の妥当性も検証されると思う。一方で、資料 3-1、P.5（論点 1 基本的な考え方）に記載があるとおり、「市町独自にアセス制度以外に環境配慮や合意形成のプロセスを有しているのは 19 市町中 9 市町」とのことであり、県だけでなく市町とも役割分担しつつ合意形成、環境配慮の手続きをアセス制度に先立って市町にやっていただく、同時並行で実施する等の方法も検討する必要があるように感じる。

市町は要望を出すだけでなく、市町の責務を認識した上で、役割分担や協力をしつつ進めて行けるような制度の見直しを検討いただきたい。

（部会長）

今後の市町との役割分担に係る調整はどう進めて行くのか、事務局の考えを回答いただきたい。

（事務局）

この検討は今年 7 月から始めたところであり、まだ市町とは十分な意見交換ができていない。7 月の首長会議では「住民との合意形成は基礎自治体である市町としても協力する」という前向きな意見もいただいているので、市町とどのような役割分担が出来るか考えてまいりたい。

（部会長）

環境配慮についても市町に任せると、市町の事務が増えすぎて大変になるのではないかとも思う。まずは情報の収集を進めて欲しい。

（委員）

そもそも手続き 3 ~ 4 年もかかるのはなぜか。どこが時間的ネックになるのか。

(事務局)

資料3-1、P.18に「手続き要する期間」をまとめているのでご覧いただきたい。配慮書、方法書、準備書、評価書の標準的な所要時間は記載のとおりであるが、これ以外に、方法書と準備書の中に「現地調査」がありこれに時間がかかる。滋賀県の場合、森林や農地で事業が計画されるケースが多く、そういった場合、動植物の生息状況の季節変化を把握するための調査が必要となり、そこに少なくとも1年間の期間がかかる。

(部会長)

3～4年かかる手続きを少しずつ短縮することは出来るが、一気に1年や半分程度に短縮するのは難しいと考えている。

(委員)

これまで条例アセスの対象事業がそれなりにあり、面積要件を緩和すると市町に相談があった件数のうち新たに約7割にアセス手続きがかからなくなるという説明であった。これまで面積要件が厳しかったことで保全された環境もあると思うので、それが見える化されると良いと感じた。

また、現地調査に時間がかかるのは仕方がない部分もあるが、日常的に実施されている環境モニタリングのデータを蓄積することで調査の一部を代替することは出来ないか、迅速化の方法の1つとして他の様々な制度で代替していくことも検討してはどうか。

次に、市町や企業にとって本条例が1つの手続き規制になっていると思う。滋賀県の将来的な方向性や地域活性化を考えた時に、自然を保全しながら活用していく産業の在り方にインセンティブをもたせて誘導していくことも考えないと、規制の在り方の議論だけでは納得は得られないのではないかと。

(部会長)

誘導という事に関し、現時点で具体的な施策はあるか。

(事務局)

滋賀県では、自然環境や生物多様性を保全するとともに活用していこうという考え方から、昨年度「生物多様性しが戦略」を改定した。現時点での具体的な施策としては、先ほど別の議題でも議論のあった外来生物の駆除や、昨今問題となっている伊吹山のシカによる食害にもしっかり対応し、生物多様性の質を高めていく等の施策がある。

また、保護区域を増やしていくことも重要と考えており、国定公園である琵琶湖の

保全に加え、企業がこれまで保全を進めてきた土地や森林を「自然共生サイト」として認定し保全してくこと、また、保全をしていくための企業の活動をさらに推進していくための認証制度を既に運用しており 62 社が既に認証されているので、そういった様々な施策を組み合わせながら、規制だけでないインセンティブを与える施策も進めているところ。今後も企業の取組を促進するためにこういったことが出来るのか、アセス制度の見直しと併せてしっかりと検討してまいりたい。

(委員)

県独自で沢山の環境データをとっておられ、また、委託等を受けた民間企業のデータも県として保有されていたり、公開されているところかと思えます。しかしこれ以外に一般に公開されているデータの中には科学的に信頼できないデータも含まれている可能性があり、そのようなデータを集めてきても環境アセスでの議論に資することは出来ないのでは、データのクオリティコントロールが非常に重要になる。そういった信頼できないデータを用いてまで調査の迅速化等の検討を行うことは差し控える必要がある。

(部会長)

アセス制度は科学的な議論であり、今の意見は重要である。

(部会長)

令和 4 年 4 月に施行された、地球温暖化対策の推進に関する法律の一部改正では、再エネの促進区域内で計画される市町認定を受けた再エネ事業については配慮書が省略されることになった。その時に、「促進区域」と「それ以外の区域」の区分けを求められたと認識しており、同じような「産業の促進区域」といった考え方があって良いのではないかと思う。そうしないと 10～20ha の小さな工場が点在してできてしまい、ある市町では広大な森林が失われてしまうという可能性もある。「促進する区域」「保全する区域」を明確化し、乱開発の抑制に繋げる必要があるのではないか。もう 1 点は「滋賀県の工場、工業団地の面積要件は近隣府県よりも厳しい」との説明があったが、三重県や和歌山県など自然環境が滋賀県と同程度に残り、要件が滋賀県より緩い県でこういった悪影響がでているのか確認し比較してはどうか。

(部会長)

以上、終了予定時刻となりました。本日の審議だけでは、第 1 次答申(案)をとりまとめることは出来ませんでしたので、本議題については、継続審議とし、次回は令和 6 年 11 月 5 日(火) 10 時から第 2 回環境企画部会を開催いたします。